

こうべっ子の家庭・地域教育活動助成基金  
質 疑 応 答 集

## 助成金申請にあたって必ずお読みください。

こうべっ子の家庭・地域教育活動助成基金教育活動助成金の交付申請をなさる前に、必ず、次ページからの「教育活動助成金質疑応答集（QアンドA）をお読みください。

この質疑応答は、これまでに応募された方々が、応募にあたっていろいろ迷われたことや、事務局に問い合わせされたこと、また、説明会での皆さんからのご意見で分かりにくいところなどについて、具体例を入れて、QアンドAの形式でまとめたものです。

「私たちがやろうとしている事業で申請できるのだろうか？」と思われる方は、必ずお読みください。

こうべっ子の家庭・地域教育活動助成基金の助成金は、阪神・淡路大震災により被災した神戸の子どもたちの教育活動のために寄せられた募金をもとに助成金として交付します。

この助成金は、神戸の子どもたちに「生きぬく力」を育み、たくましく思いやりのある、幅広い視野をもった子どもたちを育てるために交付するものであり、その趣旨及び目的に沿った活動及び適正な助成金の執行を行っていただく必要があります。つきましては、以下の質疑応答と「助成要領」をよく読んでから応募してください。

助成の対象にならない活動や経費に使用しますと、交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金を返還していただくことになりますのでご注意ください。

## 1 申請資格関係

Q 1 申請資格として、神戸市立学校園PTA会員とありますが、子ども会、自治会や老人会などのメンバーで構成される団体は、助成金の交付申請はできないのですか。

A 1 この基金は、家庭・学校・地域のつなぎびとであり、地域において子どもたちを育てていくためのリーダーとして活動している神戸市PTAによる活動の活性化を主に期待するものです。したがって、ご質問にあるようなメンバーのみで構成される団体は、対象となりません。

しかし、地域ぐるみで子どもたちを育てていくためには、地域の各種団体が連携することが大変重要です。従いまして、助成金を利用した活動をしていただくには、お住まいの地域におけるPTAとともに活動団体を組織していただき、助成金交付申請していただいて結構です。なお、助成要領第5条第3号によりPTA会員を主たる構成員が団体構成員の過半数を占めていることを必要とします。

Q 2 子どもたちのために、従来からスポーツ教室をやっているPTAのグループです。いわゆるスポーツ技能向上のための活動についても助成金の申請はできますか。また、このたび全国大会に出場するのでその費用の補助のために助成金交付申請はできますか。

A 2 この助成金は、(不特定の)地域の子子どもたちが参加する活動に助成するものです。したがって、参加者の特定される活動、また単にスポーツの技能向上だけを目的とする活動は対象としていませんし、大会参加に対する補助も認められません。ただし、助成金利用を契機にさらに充実した発展性のある活動とし、参加人数の増加が見込めるなど、不特定の子子どもたちが参加でき、スポーツを通じて交流を図る等の趣旨であれば対象となります。

Q 3 私の知人は、明石市の小学校のPTAですが、子どもたちの文化体験活動をしようと思っています。助成金交付申請はできるでしょうか。

A 3 まず、申請者は助成要領第5条各号に該当する必要があります。次に、対象とする子どもたちが神戸の子子どもたちである必要があります。(地域間交流活動を除く)したがって、この場合、知人の属する団体の構成員が助成要領第5条のいずれかの号に該当し、子どもたちが神戸の子子どもたちである必要があります。

Q 4 地域で定例的に子ども秋祭りを実施しています。助成金の交付申請はできますか。

A 4 継続している活動は、助成要領第5条第2項第3号により、3年を超える活動は助成対象にはなりません。

Q 5 P T A、学校、福祉施設が協力して、学校の総合的学習の時間における福祉体験活動を計画していますが、このような活動でも助成金交付申請はできますか。

A 5 この助成金は、学校教育として行う活動は助成対象にしていません。したがって、学校授業の一環として実施される活動については、応募できません。ただし、同じような内容でも、学校外活動としてP T A等の地域が主体となって実施される活動は対象となります。また、学校教育外活動であれば、学校施設を使ってもかまいません。

Q 6 授業参観日に参観が終ってから、学校の講堂で音楽に親しむ機会を提供するための音楽観賞会を実施しますが、助成金の交付申請はできますか。

A 6 観賞会が、学校主催であれば、Q 5と同様に助成対象とはなりません。また、仮にP T A主催であっても、本来のP T A行事として予算化されている行事の場合、または、当該学校の保護者、児童生徒のみを対象とする行事であれば、助成要領第9条第3項第2号に該当、あるいはQ 2の参加者の特定される活動と同様に助成対象とはなりません。

Q 7 P T Aが主体となって、地域での音楽クラブ活動をしています。助成金を使って楽器を購入したいのですが、助成金は使えますか。また、購入した楽器を学校に保管してもらい、学校教育の中でも使ってもらおうと思いますが可能ですか。

A 7 この助成金は、子どもたちの体験、交流等の主に活動そのものに助成の重点をおいています。したがって、備品購入等、単に団体の資産を充実させるだけと認められるものは対象とはなりませんので、原則としてレンタル等で対応してください。ただし、体験・交流活動を実施していくうえでどうしても必要と認められる場合は、助成対象になることがあります。その場合は、申請時に備品購入費がやむを得ない理由を詳しく記した「備品購入理由書」を提出してください。

備品を購入する場合には、購入する備品の保管場所、保管責任者、保管場所提供者が了解済であることを、上記理由書の中で明らかにしてください。また、購入した備品が、申請した活動目的・利用者以外に使われる恐れがある場合（例・例えば、設問のように事実上学校備品化し、授業で使われる場合）、助成対象とはなりません。

Q 8 複数年度にまたがった活動について助成金の申請をしたいのですが、どのように申請書を書けばよいのですか。

A 8 本助成制度では、3年を限度として複数年度にまたがった活動について助成金交付申請をすることができます。その場合には、申請書（事業計画書、予算調書）に全年度の事業計画及び予算計画を記載し、また、各年度別の内訳も明らかにしてください。

交付決定された助成金を請求する場合には、各年度ごとに請求してください。また、交付決定のあった翌年度以降に助成金を請求する場合は、過年度の助成金使用実績報告書（写）の添付が必要です。

## 2 助成金交付審査関係

Q 9 助成額は、どのようにして決まるのですか。

A 9 助成金交付申請書を受理の後、助成要領第10条第1項による「こうべっ子の家庭・地域教育活動助成基金」運営委員会（審査会）を開催して、申請書の記載事項と助成要領の各条項

を照合する書面審査、及び活動経費の額によっては直接ヒアリングを実施し、審査委員の合議によって判断することになります。

上記審査会の決定によっては、助成できない場合（全額不可）、部分的に助成できない場合（一部不可）があります。

さらに、当該年度の助成金交付総額が予算額を超える恐れがある場合には、交付する活動に優先順位をつけることがあり、活動によっては、助成できない場合、一部減額される場合があります。

Q10 助成申請をしました（します）が、助成金交付決定通知があるまでに活動を開始してもいいでしょうか。

A10 助成金の交付決定通知を受理するまでに活動を開始することは、差し支えありません。ただし、審査会での審議の結果、助成できない、あるいは助成金の一部が減額になる場合がありますので、予めご承知置きください。

### 3 助成金対象経費・助成金交付決定額関係

Q11 助成金交付額は、どのように計算すればよいのですか。

A11 詳細の計算方法は、助成要領第7条を参照してください。  
なお、助成金の交付限度額は、活動経費の合計額にかかわらず、上限100万円です。

Q12 助成金の交付申請をするのに予算調書をつくっていますが、どのような経費が助成対象になりますか。

A12 活動内容により、一律には決められませんが、概ね以下にかかる経費を対象外経費と考えています。

- ① 品物、景品が個人に帰属するもの（ゲームの景品、参加記念品等）
- ② 飲食にかかる経費（飲食費、飲食にかかる材料費等）、ただし、活動の企画・実施のための打合せ会、講師接遇等のお茶代は、対象とする。
- ③ 高額すぎる謝金、旅費（減額対象になります）  
1行事5万円、又は総事業費の10%を限度とする。  
諸謝金が3万円以上の時は理由書（プロフィール等）の提出が必要。
- ④ 参加者の交通費（遠隔地、交通困難地からの団体バス借り上げは除く）
- ⑤ 目的外に利用され得る備品購入（学校備品への転用の恐れ等）
- ⑥ 購入理由書の無い備品購入
- ⑦ 多すぎる書籍購入（個人に帰属する恐れがある）
- ⑧ 「活動内容未定」の多い活動（助成金があれば、実施するという意図が見えるため）
- ⑨ その他助成金を利用するのにふさわしくないとされる経費

Q13 助成金交付決定後に事業内容の変更、事業の一部または全部の取りやめが発生しました。どうすればよいですか。

A13 事業内容の変更、事業の一部または全部取りやめが発生した場合は、その旨を記載した書面（書面記載事項は、事務局にお尋ねください）を基金事務局宛、提出してください。基金運営委員会において事業内容の変更、事業の一部・全部の取りやめ状況を調査し、助成金交

付相当額を再度決定します。再度決定した助成金交付相当額が当初の助成金交付決定額を下回る場合は、助成金を返還していただくことになります。

ただし、事業内容の変更によって必要経費が増加しても、助成金の増額は認められません。

Q14 助成金交付を受けた活動がすべて修了して助成金使用実績報告書を作成していますが、助成金交付申請当初の予算より経費が少なくてすみません。助成金は返還する必要がありますか。

A14 助成金使用実績報告書作成時（決算期）において、助成金交付申請時より、必要経費が少なくなった場合には、当初の助成金交付決定額から決算額で算出した助成金交付相当額の差額を返還していただきます。また、必要経費が増加しても助成金の追加交付はいたしません。

Q15 どのような経費がどの費目にあたるのか例示ください。

A15 教育活動に要する費用としての経費費目に定めていますが、各費目に該当する経費を例示しますと次のとおりです。どの費目にもあてはまらない経費が発生したときは、任意の費目を作ってください。

- ① 諸 謝 金 講師の謝礼（交通費を含む）
- ② 旅 費 実行委員会のメンバーの打合せや下見等に要する交通費、公共交通機関
- ③ 会 議 費 活動の企画・実施のための打合せ会や講師接遇等のお茶代
- ④ 借 料 損 料 打合せや実施のための施設借上料、及び設備利用料（利用料が定められているもの）、物品のレンタルやリース料等
- ⑤ 通信運搬費 切手・小包等の郵便料、物品の運搬料、実行委員の連絡のための経費等
- ⑥ 印刷製本費 資料・チラシ等の印刷（業者で制作してもらうもの）、コピー代、写真の現像・焼付・焼き増しの代金等
- ⑦ 消 耗 品 費 備品購入費以外の物品購入費（事務用品・用紙類・フィルム等の購入費）
- ⑧ 備品購入費 1品が5万円以上の物品購入費 ※ 備品購入理由書が必要
- ⑨ 損害保険料 グループ活動保険等

#### 4 支払・経理関係

Q16 助成金の管理及び支払は、誰がするのですか。

A16 各団体において決めてください。原則として、助成金交付申請書（事業計画書）の活動実施体制欄にあらかじめ記載された会計担当、あるいは代表者がすることになります。また、収入・支出に関する帳簿を必ず備え付け、助成金の適正な執行管理を心がけてください。

Q17 支払いの根拠となる領収書は、いりますか。

A17 助成金使用実績報告書の添付資料として必要です。添付が無い場合は、助成金の不交付や返還を指示する場合がありますので、すべて保存しておき、活動修了後の助成金使用実績報告書に添付してください。

## — お問合わせ先 —

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-2

神戸市総合教育センター内

神戸市PTA協議会事務局内

「こうべっ子の家庭・地域教育活動助成基金運営委員会事務局」

TEL (078) 360-3453

FAX (078) 360-3454